

交通事故による負傷者の救護者に対する報償金贈与要綱の制定について

昭和49年5月1日
神交指発第213号
神交企発第249号
各所属長あて

本部長

改正 平成元年3月22日例規第21号神総発第58号
平成4年10月7日例規第84号神交指発第1181号
平成10年1月30日例規第1号神総発第29号
平成17年3月29日例規第16号神務発第622号

最近のきびしい交通情勢下にあつて、人命尊重を基調とする交通対策の一環として、交通事故による負傷者を善意により救護し、又は医療機関に搬送した者に対し、一定額の報償金を贈与することにより、人命の救助と交道德の高揚を図ることを目的として別添のとおり交通事故による負傷者の救護者に対する報償金贈与要綱を制定し、本年5月1日から実施することとしたから適正な事務処理により運用に誤りのないようになされたい。

記

1 運用上の基本理念（第1条関係）

この制度は、交通情勢のきびしい現状において善意により交通事故による負傷者を一刻も早く救護するため、医療機関への搬送その他の救護活動を行った者に対し、一定額の報償金を贈与することによつて人命救助と交道德の高揚を図ろうとするものである、したがつて、救護者の応接に当たつては、つねに謝意をもつて接するとともに救護行為の申告等については、懇切に指導するよう努めること。

なお、報償金は、救護者の善意の労に報いるためのものであるから実費を補償するという性質のものではない。したがつて、警察に支払い義務はなく、また救護者に請求権もないものである。

2 用語の意義（第2条関係）

(1) 「交通事故」とは、交通事故事件捜査要綱（平成4年10月7日 例規第84号、神交指発第1181号）に定める人身事故と同意義であるが疑義のあるものについては広く解する。

(2) 「救護行為」とは、交通事故による負傷者が車両等にはさまれているとか、崖下に転落している場合等で、そのまま放置することが同人の生命に危険を及ぼす状態にあるものを安全な場所又は状態に移動救護する現場救護活動と負傷しているため治療等の手当てが必要と認められるものを自動車その他の適切な方法により、医療機関等に搬送する行為をいい、搬送途中救急車又は警察車両に引き継いだ場合も含まれる。

〔平4例規84号神交指発1181号・本項一部改正〕

3 適用区域

この制度を適用する区域は、行政区域による神奈川県内で発生した交通事故について適用することを原則とするが、神奈川県外であつても他県警察との協定により神奈川県

警察が交通事故を捜査処理している道路（例えば、警視庁との協定による高速国道東海自動車道東海小牧線）における交通事故にも適用するものとする。

4 報償金の贈与範囲（第4条関係）

報償金は、救護者のうち、主として負傷者の救護及び医療機関への搬送に直接従事した者に対して贈与することとしているが、「主として」とは、他人の救護行為に一時的に加担しただけのものを除く意味であり、「直接従事した者」とは、自らの手で負傷者の救護を行い、又は自分の運転する車両等によつて医療機関へ搬送した場合をいう。

なお、第1号にいう「その他の乗務員」とは、車掌、助手等をいい、「旅客以外の同乗者」とは、有償で車両等に同乗している者以外の同乗者をいう。第2号の「消防吏員」には、いわゆる消防団員は含まない。また、第3号の「親族」とは、民法（明治31年法律第9号）第725条にいう親族をいう。

第5号の「その他報償金を贈与することが社会通念上適当でない認められる者」とは、医療機関の関係者、職務の範囲内で救護行為を行つたと認められる会社の事故係等をいう。

5 報償金の額（第5条関係）

報償金の額は救護行為1件につき5,000円以内とする。したがつて、数人が共同で救護行為を行つたときは、本制度の趣旨を説明して、その代表の1人に贈与し、共同救護行為者間で分配するよう指導すること。また、1件の交通事故により複数の負傷者があり、同一人が2回以上の救護行為を行つたときは、1件として取り扱うこと。

なお、報償金額の認定及び決定に当たつては、おおむね別表により行うこと。

6 救護行為の申告（第6条関係）

(1) 救護カードは、警察本部で印刷して各署（隊）に送付するので、警察署長等は、各交番、駐在所及び管内の医療機関に備え付けること。

(2) 救護者から救護行為により被服、車両のシート等の汚損又は破損について確認を求められた警察官は、当該交通事故を自署（隊）で取り扱つていると否とにかかわらず、その状況を見分し、汚損等の状況が救護行為によつてなされたものであると認めるときは、当該救護者の救護カードの確認欄にその状況を簡記し、警察署長等に報告すること。この場合の救護カードは、救護者から送付されたものとして取り扱うこと。

〔平17例規16号神務発622号・本項一部改正〕

7 報償金贈与事案の上申等（第7条関係）

(1) 救護カードを受理した警察署長等は、当該交通事故が自署（隊）で捜査処理しているものであるときは、救護カード処理簿（別記様式）に記載の上、交通事故事件簿等の関係記録や当該交通事故取扱者等から内容を調査し、贈与対象者の該当の有無及び報償区分を認定して救護カードの調査結果欄に所要の事項を記入すること。

(2) 警察署長等は、救護カードの調査結果欄に所要の事項を記入したときは、贈与対象者の該当の有無にかかわらず、当該救護カードを救護者報償上申書に添付の上、速やかに交通部交通捜査課長を経由して交通部長に上申すること。

〔平17例規16号神務発622号・本項一部改正〕

8 報償金の決定（第8条関係）

交通部長は、警察署長等の救護者報償上申書に基づき申告者を報償金の贈与対象者に

該当すると認めて報償金額を決定したときは、報償金贈与通知書に報償金を添えて上申警察署長等に送付するものとする。

9 報償金の贈与方法等（第9条関係）

(1) 報償金の贈与は、原則として上申警察署長等が贈与対象者に手渡し、その他の方法により贈与することとするが、特別事情がある場合は、他の警察署長等に贈与を依頼することができる。

(2) 警察署長等は、贈与対象者に報償金を贈与したときは領収書を徴し、速やかに交通部長に送付すること。贈与対象者が遠隔地等のため現金書留により郵送した場合は受領書をもつて領収書に代えるものとする。

10 救護カードを提出しない者の取り扱い（第10条関係）

交通事故の捜査処理の過程において、報償金の贈与対象者に該当すると認められる救護者を認知したが、その救護者から救護カードが送付されていないときは、救護者が報償金の受領を拒否する明確な理由がない限り、認知者が代書により救護カードを作成し警察署長等に報告するものとする。

これは決して相手を強制しようとするものではなく、相手の善意に対して公平に報いようとするものであり、救護者の報償上申はすべて救護カードを添付して行われるために必要となるものである。

11 医療機関との協定体制の確立

この制度の運用に当たっては、医療機関の協力にまつところが大きいので医師会と連絡を密にし、協力体制の確立に配慮すること。

12 報償金制度の周知徹底

この報償制度を適正かつ円滑に運用するため、交通に関する講習会、座談会等の各種会合、運転免許更新時における講習その他の機会を通じてこの制度の趣旨及び内容を広く県民に広報し報償金の贈与対象となる救護行為が行われた場合は、もれなく申告されるよう周知徹底に努めること。

別表

区分	認定(決定)基準	報償金額
1 級	(1) 救護行為が極めて危険又は困難を伴つたと認められるもの	5,000円
	(2) 救護行為により被服、車両、シート等が汚損し、又は破損したもの	~ 3,000円
2 級	(1) 現場救護活動に相当の困難があつたと認められるもの (2) 搬送行為を行つたもの	2,000円

交通事故による負傷者の救護者に対する報償金贈与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通事故による負傷者の救護行為を行つた者(以下「救護者」という。)の善意に報いるために贈与する報償金について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事故 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条に定める道路において車両、電車及び自動車(以下「車両等」という。)による交通による人の死傷した事故をいう。
- (2) 救護行為 交通事故による負傷者を危険な状態から救出し、又は負傷者を医療機関(病院、医院等であつて負傷者の治療行為を行う施設をいう。)へ搬送する等の救護活動をいう。

(適用区域)

第3条 この要綱は、神奈川県内及び協定等により、神奈川県警察が交通事故を捜査処理することになつている区域において発生した交通事故について適用する。

(報償金贈与の範囲)

第4条 報償金は、救護者のうち、主として負傷者の救護及び医療機関への搬送に直接従事した者に贈与する。ただし、次の各号に掲げる者についてはこの限りでない。

- (1) 当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員及び旅客以外の同乗者
- (2) 警察職員及び消防吏員
- (3) 当該交通事故当事者の親族
- (4) 有償で負傷者の救護行為を行つた者
- (5) その他報償金を贈与することが、社会通念上適当でないと思われる者

(報償金の額)

第5条 報償金の額は、救護行為1件につき5,000円以内とする。

(救護行為の申告)

第6条 救護者で報償金を受けようとするものは、負傷者を搬送した医療機関、警察署、交番又は駐在所に備え付けてある救護カード(第1号様式)に必要な事項を記入して当該交通事故の発生地を管轄する警察署長、第一交通機動隊長、第二交通機動隊長、高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)に送付するものとする。

2 救護者は、救護行為により被服、車両等の座席等が汚損し、又は破損したときは、最寄りの警察署等の警察官に確認を受けるものとする。

[平17例規16号神務発622号・1項一部改正]

(報償金贈与事案の上申等)

第7条 警察署長等は、救護カードを受理した場合において、当該救護カードに係る交通事故が自署(隊)で捜査処理しているものであるときは、当該救護カードの内容を調査し、報償金の贈与対象者の該当の有無及び報償金額の認定を行い、報償金の贈与対象者に該当しない場合は、その理由を明らかにし、救護者報償上申書(第2号様式)に救護カードを添付の上、速やかに交通部交通捜査課長を経由して交通部長に上申するものとする。

2 警察署長等は、救護カードを受理した場合において、当該救護行為が他の警察署(隊)で捜査処理している交通事故に係るものであるときは、速やかに当該交通事故を捜査処理している警察署長等に救護カードを移送するものとする。

〔平17例規16号神務発622号・1項一部改正〕

(報償金の決定)

第8条 報償金の贈与対象者及び報償金額の決定は、上申内容を審査の上、交通部長が行うものとする。

(報償金の贈与方法等)

第9条 報償金は、原則として上申警察署長等が贈与対象者に対し手渡し、その他の方法により贈与するものとする。

2 交通部長は報償金の贈与対象に該当しないと決定したときは、速やかに救護行為の申告者に対し、報償非該当通知書(第4号様式)により、上申警察署長等名をもつて、その者に通知するものとする。

(救護カードを提出しない者の取り扱い)

第10条 警察署長等は、交通事故の捜査処理の過程において救護者を認知した場合で、救護カードが提出されていないときは、当該救護者が報償金贈与対象者に該当するか否かについて調査し、該当すると認められるときは、当該救護者名をもつて救護カードを代筆することができる。

(他の報償との関係)

第11条 警察署長等は、報償金を受けることになった者が神奈川県警察表彰取扱規程(昭和30年神奈川県警察本部訓令第10号)に基づく表彰事案に該当すると認められたときは、この要綱による報償金の贈与とは別に表彰を上申し、又は表彰を行うことができる。

附 則

この要綱は、昭和49年5月1日から施行する。

第1号様式 (第6条関係)(用紙 縦14.8センチメートル 横10.0センチメートル)

(表)



郵便はがき



市 郡

町

警
察
署
長
行

このたびあなたが、交通事故の負傷者を救護された善行に対し深く感謝します。

神奈川県では、このような善意に報いるため、お礼を差し上げることにしておりますので表面カード※印欄に所要の事項を記入して交通事故発生地を管轄する警察署長に早めにお送り下さい。

(注意事項)

- この制度では、交通事故の当事者及びその他の乗務員、負傷者の親族、有償で救護を行った人は報償が受けられませんので、このカードを送っていただく必要はありません。
- 救護活動により被服、車両のシートなどの汚損、破損がはなはだしいときは、最寄りの警察署(交番及び駐在所を含む。)で警察官の確認を受けて下さい。

(裏)

救護カード

※ 救護者の 住所氏名	縣市(郡)		町	番地	方
	職業		氏名	電話局番	
※ 救護年月日	年 月 日 午 前 後 時 分 ころ				
※ 交通事故現場	市(郡) 町先道路 (方向約 から m)				
※ 収容先医療機関	病院(医院、診療所)救急車、パトカーに引き継ぎ				
※ 救護に使用した車両等	バス、営業用トラック、自家用トラック、タクシー、自家用乗用車、軽四貨物、軽四乗用、その他()				
※ 救護の方法					
※ 負傷者の氏名	氏 名			男 女	
	氏 名			男 女	

確 認	汚損・破損状況			
	確 認 者		警察署 ⑩	
調 査 結 果	調査方法	1 交通事故事件の確認、捜査主任者等の報告 2 負傷者、参考人等から事情聴取 3		
	当 否	報償対象者に該当する・該当しない		
報償金の認定	認定額	級	円	認定者印

第2号様式

救護者報償上申書	
交通部長 殿	第 号 年 月 日 警察署長
救護者報償につき、下欄添付の救護カードのとおりであるから上申する。	
(救護カードの方を上にして添付してください) 救護カード添付	
参 考	救護者を報償対象者に該当しないと認定した理由は次のとおりである。 1 要綱第4条 項に該当 2

[平元例規21号神総発58号・本様式一部改正]

第3号様式

報償金贈与通知書

殿

あなたは、 年 月 日交通事故による負傷者を救護（医療機関に収容）されましたので報償金 円を贈与し、感謝の意を表します。

年 月 日

神奈川県 警察署長

第4号様式

(表)

郵便はがき

□□□□□□□

[Large empty rectangular box for stamp or message]

県(市)

郡(区)

殿

番地

町

□□□ □□□□

(裏)

報償非該当通知書

このたび、交通事故による負傷者を救護して頂き、大変御苦勞さまでした。

あなたから送って頂きました救護カードについて調査しました結果、残念ながらあなたは、次の理由により、報償制度の報償対象者に該当しませんから通知します。

(理由)

年 月 日

神奈川県 警察署長